

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 大成株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 憲司
(コード番号 4649 名証第2部)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部長 中島 武久
(Tel. 052-251-6611)

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を、平成27年6月26日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条第2項（取締役の責任免除）および第39条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除） 第29条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第29条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>（監査役の責任免除） 第39条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結すること</p>	<p>（監査役の責任免除） 第39条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結すること</p>

ことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上